

立川市景観形成ガイドライン(案)～立川市景観計画における景観形成基準の解説書～について

経緯

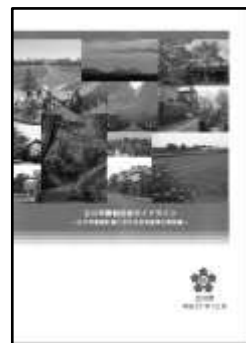
立川市は平成24年7月に景観行政団体となり、同年10月に「立川市景観計画」を策定・運用しています。

景観計画に定められた景観形成基準の内、色彩基準について、分かりやすく解説をする「立川市景観色彩ガイドライン」を平成25年3月に策定しています。

平成24年10月策定
立川市景観計画

- 立川市景観計画
- 序章 はじめに
- 第1章 景観特性
- 第2章 景観形成の基本方針
- 第3章 景観計画の区域等
- 第4章 景観形成の方針・基準等
 - 4-1 景観形成の誘導
 - 4-2 景観形成の方針・基準【基本区分】
 - 4-3 景観形成の方針・基準【立地区分】
 - 4-4 景観形成色彩基準
- 第5章 景観資源の保全・活用
- 第6章 公共施設等の整備
- 第7章 屋外広告物の表示等
- 第8章 景観形成の施策の推進
- 資料

平成25年3月策定
「立川市景観色彩ガイドライン」
立川市景観計画における
色彩基準の解説書



本ガイドラインについて

本ガイドラインは、「立川市景観計画」で既に定められている「景観形成基準」について、図や写真等を用いて分かりやすく解説するもので、今回、新たに詳細な基準を定めるものではありません。
事業者が建築物の建築等、開発行為を行う際に「景観形成基準」の主旨や意図について、理解し計画できるように補足説明をするものであり、景観の届出が必要となる場合に、届出者が添付書類の「措置状況説明書」を作成する際に活用します。

窓口での配布資料
|| 共通パンフレット
+ 該当パンフレット(11種類の内、ひとつ)

平成28年3月発行予定
「立川市景観形成ガイドライン」
立川市景観計画における
景観形成基準の解説書



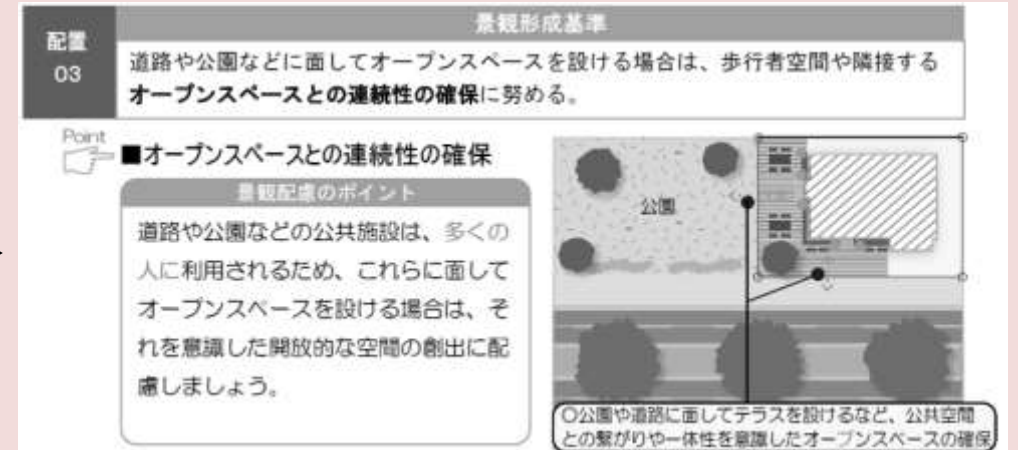
- 1章 はじめに
- 2章 基本事項
- 3章 基準解説

- 【建築物の建築等】
地域・地区ごと全基準
- ①砂川地域
- ②基地跡地関連地域
- ③一般市街地地域
- ④都市軸沿道地区
- ⑤中心市街地地区
- ⑥新市街地地区
- ⑦玉川上水地区
- ⑧五日市街道地区
- ⑨立川崖線地区
- ⑩国分寺崖線地区

【開発行為】
共通基準抜粋

参考資料
届出フロー

景観形成基準に対する解説例



- 本ガイドラインの位置付けや、使い方を掲載。
- 景観とは何か等、景観の基本事項について掲載。今後、啓発パンフレットとして作成予定。
- 「措置状況説明書」及び「景観形成基準の解説」などについて掲載。

立川市 HP 市ホームページの「届出」のページにおいて、各地域・地区の措置状況説明書（景観形成基準）とセットで、抜粋したデータを添付。
※ホームページから該当する部分のみの PDF データがダウンロード可能

届出の大部分を占めている【建築物の建築等】については、地域・地区ごとに全ての基準を解説。
共通基準が多い【開発行為】については、地域・地区まとめて、主要な共通基準を抜粋して解説。

立川市 HP 市ホームページの「景観計画・ガイドライン」のページにおいて、各種ガイドライン等とともに、全体のデータを添付。
※ホームページから本ガイドラインの PDF データがダウンロード可能

全 94 ページ